

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
窓用空調機の借上	岐阜地本－役Z700003A	
	大 臣 承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 7 年 6 月 1 9 日
	変 更	令和 8 年 5 月 1 1 日
	作成部隊等名	自衛隊岐阜地方協力本部

1. 総 則

1.1 適用範囲 この仕様書は、自衛隊岐阜地方協力本部において借用する「窓用空調機借上」について適用する。

2 窓用空調機の借用に関する要求

2.1 借用器材 冷房専用4.5畳～7.0畳用窓用空調機同等品及び取付必要部品等

2.2 借用数量 窓用空調機 2台（取付け・取外しを含む）
取付けに延長枠が必要な場合は必要数借用

2.3 借用時程 借受 令和 8年7月1日（水）0830（基準）
～ 令和 8年9月30日（水）1700（基準）
※上記日程を基準として細部は官側と調整して決定する事。

2.4 納入・引取り場所 窓用空調機 自衛隊岐阜地方協力本部旧庁舎（本部庁舎）2階（2箇所）

2.5 作業条件 別紙で指示する場所に請負者の負担で設置すること。

2.6 窓寸法 旧庁舎 2階 約H910×W1,800(引違い窓)

3 その他の指示

- 3.1 契約完了後、速やかに取付作業を行うものとし、6月30日（火）までに納品・設置を完了すること。
- 3.2 借上窓用空調機撤去の日程は、官側と協議して決めることとする。
- 3.3 設置した後は試運転を実施して正常に動作することを確認すること。
- 3.4 官側が用意する延長コードを使用し、発電機より電源供給出来るようコードを屋外へ出すこと。
- 3.5 ドレン排水については室内に排水はしない。
- 3.6 消防隊進入口の窓については進入口を塞がないように設置すること。
- 3.7 階段を使用する場合は隊員との事故等ないように気を付けること。
- 3.8 車両荷下ろし位置から階段の距離は5m程度である。
- 3.9 使用しなかった部材については現場には残置しないこと。
- 3.10 納品にあたり一時的な保管場所等については検査官と調整すること。
- 3.11 借上期間中に窓用空調機が故障した場合は、速やかに交換等の対応をすること。
- 3.12 疑義が生じる事項については、検査官と協議する。

4 提出書類

- 4.1 納品書及び受領書
- 4.2 作業写真

5 検査

取付完了後及び撤去完了後に検査官の検査を受けること。





